

千葉県シニアフィットネス習慣普及事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が、気軽に介護予防の習慣を身につけることができるよう、市内のフィットネスクラブであって、市と協定を締結したもの（以下「クラブ」という。）において、介護予防に資する運動等を行う、千葉県シニアフィットネス習慣普及事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する65歳以上の市民とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (2) 運動により体調に支障をきたすおそれがある者
- (3) 利用しようとするクラブを既に利用している者
- (4) 過去3年度の間、事業を利用したことがある者
- (5) 公序良俗に反し、事業の運営に支障を及ぼすと認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が対象者として適当でないと認める者

(事業内容)

第3条 対象者は、市からの利用承認を受けてクラブを利用し、次の各号に掲げる内容をすべて実施するものとする。

- (1) 施設、トレーニング機器等を使用した筋力向上トレーニング等
- (2) 介護予防に関する基礎知識及び介護予防の取組の継続に必要な知識の習得
- (3) 体力測定

(事業の実施方法)

第4条 事業は、原則として、利用期間2か月を1コースとし、年間4コースを実施するものとする。

- 2 クラブの利用回数は、対象者一人につき、1コースあたり8回を上限とする。
- 3 クラブの利用時間は、原則として、1回あたり2時間以内とする。

(協定の締結)

第5条 市は、事業を実施するため、次の各号に定める要件をすべて備え、対象者が介護予防に資する運動等を継続できると認められる市内のフィットネスクラブと、協定を締結するものとする。

- (1) 室内プール、トレーニングジム及びスタジオの3種類の室内運動施設を有してい

ること。

- (2) 前号の室内運動施設は、インストラクター、トレーナー等の指導員を配置し、スポーツ・体力向上等、介護予防に資するトレーニング方法等を教授できる体制が整っていること。

(利用の申込み)

第6条 事業の利用を希望する者は、次の各号に掲げる事項を記載のうえ、別に定める方法により、市長へ申し込まなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 利用しようとするクラブの名称

(利用定員)

第7条 各クラブの利用定員は、原則として、1コースにつき30名までとし、各クラブと市が協議のうえ決定する。

- 2 前条の申込みが前項の定員を超過した場合で、超過分の受入れが可能なクラブについては、当該クラブと市との協議により、定員を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 市長は、第6条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込みをした者に対して、事業利用の承認又は不承認を決定する。

- 2 前項の場合において、申込者数が前条の定員を超えた場合は、抽選により事業利用の承認及び不承認を決定する。

- 3 第1項の決定を行った場合、申込みをした者に対して、当該決定を速やかに通知する。

(申込内容の変更)

第9条 前条第3項の通知を受けて事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、第6条各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、その都度、クラブを通じて速やかに市へ報告するものとする。

(利用の取消)

第10条 市長は、利用者が、第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業利用の承認を取り消すことができる。

(事業の利用及び費用)

第11条 利用者は、事業の利用開始時に、第8条第3項により通知された承認通知をクラブに提示しなければならない。

- 2 利用者が、この事業の利用にあたり負担する費用は、4,000円とする。
- 3 前項の費用は、利用者が事業の利用開始時にクラブへ支払うものとする。

(評価)

第12条 市は、事業の効果を測るため、利用者の生活状況について、利用の開始時期及び終了時期にアンケート調査を行う。

- 2 利用者は、前項のアンケート調査に協力するとともに、事業の終了時に体力測定の結果等を、クラブを通じて市へ報告しなければならない。

(クラブの責務)

第13条 クラブは、利用者に対し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) トレーニング機器等を使用した筋力向上トレーニング等、運動環境の整備
- (2) 介護予防に関する基礎知識等の普及に向けた指導・助言
- (3) 事業利用の初期及び終了時期における体力測定及び介護予防の取組の継続に向けた指導・助言
- (4) 名簿及び利用記録の整備
- (5) 利用者同士のコミュニケーションの促進
- (6) 市からの情報提供及びアンケート実施に係る協力
- (7) 事業実施に係る事故及び苦情等への対応
- (8) 個人情報の保護

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

- 2 事業に係る補助金の交付手続に必要な事項は、千葉県シニアフィットネス習慣普及事業補助金交付要綱で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 シニア水中プログラム事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。